

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール

国家公務員共済組合連合会 斗南病院

《目的》

形式的な疑義照会をなくすことで、保険薬局での患者待ち時間の短縮、処方医および薬局薬剤師の負担軽減を図る。

《概略》

薬剤師による疑義照会は医薬品の適正使用上、薬剤師法に基づく極めて重要な業務である。患者個々の病状や検査値を勘案した疑義照会・処方提案は重要であるが、一方で、形式的な疑義照会も多く、患者・処方医師・薬局薬剤師それぞれに負担をかけている場合もある。

そこで当院では、平成 22 年 4 月 30 日付 厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」を踏まえ、プロトコールに基づく薬物治療管理の一環として、調剤上の典型的な変更に伴う疑義照会を減らし、患者への薬学的ケアの充実および処方医師の負担軽減を図る目的で「院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコール」の運用を開始する。

《運用方法》

- ① 院外処方箋に関わる個別の処方医への疑義照会不要例を定めたプロトコールを作成する。
- ② 斗南病院と保険薬局において「疑義照会簡素化における合意書」を取り交わし、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意が得られたものとして扱う。
- ③ 薬局薬剤師は、プロトコールに基づいて変更した内容について、事後に「処方修正報告書」に記載し、斗南病院に FAX で連絡する。
- ④ 「処方修正報告書」を医師事務に提出し、医師事務が報告書に基づいて、処方オーダーを変更あるいはコメント入力する。
- ⑤ 「処方修正報告書」は、電子カルテにスキャン取り込みをする。
- ⑥ 処方医は、事後に承認する。

(参考：薬剤師法第 23 条)

1. 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。
2. 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せンを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

《処方変更に関わる原則》

- 疑義照会簡素化を希望する場合、「疑義照会簡素化における合意書」を提出すること。
- 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- 「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- 処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とする。また、医薬品の安定性や溶解性、体内動態を十分に考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- 患者に十分な説明（適正な服用・使用方法、安定性、価格等）を行い、理解と同意を得た上で変更する。
- 抗悪性腫瘍薬、麻薬は必ず疑義照会してください。

○各種問い合わせ窓口、受付時間

- ① 処方内容（診療、調剤に関する疑義・質疑など）

受付時間：平日午前 9 時から午後 5 時

TEL：011-231-2121（代） 各診療科・処方医

- ② プロトコールに関すること

受付時間：平日午前 9 時から午後 5 時

TEL：011-231-2121（代） 薬剤部

○処方変更・調剤後の連絡先

プロトコールに基づき、処方変更し調剤した場合は、変更内容を記入した「処方修正報告書」を下記 FAX 番号に送信してください。処方オーダを修正し、次回からの処方に反映させます。ただし、一般名処方に基づいて調剤した場合、変更報告の連絡は不要です

FAX：011-231-2272 薬剤部

疑義照会簡素化プロトコールの見直しは定期的を実施し、改定があった場合は随時、連絡する

運用開始； 平成 30 年 9 月 3 日～

疑義照会の不要例（ただし、麻薬・抗悪性腫瘍薬は除く）

① 成分名が同一の銘柄変更

例：フォサマック錠 35mg → ボナロン錠 35mg
→ アレンドロン酸錠 35mg 「日医工」

*先発品間でも可（但し薬剤料が同じあるいは低くなる場合のみ）

② 内服剤の剤形変更

例：錠剤・カプセル剤 ↔ 口腔内崩壊錠
散剤 ↔ 錠剤

*安定性、利便性の向上のための変更に限る

*適応症、用法・用量及び体内動態が変わらない場合のみ可とする

*軟膏クリーム剤の剤形変更は不可とする

③ アドヒアランス等の理由により半割、粉碎あるいは混合すること、あるいはその逆（規格追加も含む）

例：ワーファリン錠 1mg 2.5錠 → ワーファリン錠 1mg 2錠
ワーファリン錠 0.5mg 1錠

*別途加算を算定する際には、必ず疑義照会を行ってください

また十分に患者に説明した上で算定すること

*安定性のデータに留意して下さい

④ 「アドヒアランス不良」あるいは「手先が不自由で一包化が望ましい」の理由により一包化の調剤をすること

*上記以外の理由は、合意範囲外とする。

*一包化加算を算定する場合は、必ず疑義照会を行ってください

また十分に患者に説明した上で算定すること

*安定性のデータに留意して下さい

- ⑤ 湿布薬や軟膏での規格変更に関すること（合計処方量が変わらない場合）

例：マイザー軟膏 0.05%(5g) 2本 → マイザー軟膏 0.05%(10g) 1本

- ⑥ ビスホスホネート製剤の週1回、月1回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

例：（他の処方薬が14日分処方の時）

ベネット錠 17.5mg（週1回製剤）1錠 14日分 → 2日分

***リウマチ科限定**

- ⑦ 「1日おきに服用」などと指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

例：（他の処方薬が30日分処方の時）

バクタ配合錠 1錠 1日1回朝食後 1日おき 30日分 → 15日分

- ⑧ 残薬による投与日数の調整

継続処方されている処方薬に残薬が確認された場合に、投与日数を調整（短縮）して調剤すること。

- ・MTX や生物学的製剤・外用剤も含む
- ・麻薬は除く

*加算を算定する場合は、必ず疑義照会を行ってください

また十分に患者に説明した上で算定すること

*残薬が生じた理由と残薬回避するために取った対応についての情報提供すること

*残薬調整する際は必ず、1日分・1回分は残すこと

（次回診療時に患者に不利益が生じることもあり得るので厳守してください）

***リウマチ科限定**

疑義照会簡素化における合意書

国家公務員共済組合連合会 斗南病院 と

(保険薬局名称) _____ は、院外処方箋における疑義照会の運用について、下記の通り合意した。なお、保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないように、十分説明の上同意を得てから行うものとする。

記

① 院外処方箋に係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について

「疑義照会簡素化プロトコール」(別紙)に挙げる疑義照会不要例については、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

(参考：薬剤師法第 23 条)

1. 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。
2. 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

② 運用開始について

20 年 月 日から運用を開始する。

③ 合意の解除及び内容の変更について

合意の解除及び内容の変更については、必要時に協議を行うこととする。

以上

施設住所・名称・代表者

20 年 月 日

住 所：札幌市中央区北 4 条西 7 丁目 3-8

名 称：国家公務員共済組合連合会 斗南病院

代表者：病院長 奥芝 俊一 印

20 年 月 日

住 所：

名 称：

代表者： 印

FAX 011-231-2272 (薬剤部)

処方修正報告書

診療科		医師名		先生	報告日	
患者 ID			保険薬局名称			
患者名			住所			
			TEL			
患者	<input type="checkbox"/> 得た		FAX			
同意	<input type="checkbox"/> 得ていない		担当薬剤師			

合意に基づき、以下について疑義照会を省略致しました。ご確認をお願い致します。

処方修正内容	変更箇所詳細記載欄
<input type="checkbox"/> 成分名が同一の銘柄変更	処方箋発行日
<input type="checkbox"/> 内服薬の剤形変更	修正内容
<input type="checkbox"/> 処方規格変更	
<input type="checkbox"/> 半割・粉碎等	
<input type="checkbox"/> 一包化	
<input type="checkbox"/> 外用薬の規格変更	
<input type="checkbox"/> 外用貼付剤の変更	
<input type="checkbox"/> 処方日数の適正化	
<input type="checkbox"/> その他取り決め事項	

<注意> 緊急性のある問い合わせや疑義照会は、処方医に直接電話でご確認ください。

TEL : 011-231-2121 (代) 各診療科・処方医